

第 130 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県営住宅条例（平成 9 年長崎県条例第31号）第76条及び長崎県特定公共賃貸住宅条例（平成 7 年長崎県条例第25号）第32条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
県営住宅等 （県南地区）	長崎市元船町17番 1 号 長崎県住宅供給公社・トラスティ建物管理共同事業 体 代表者 長崎県住宅供給公社 理事長 松尾 信哉	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで
県営住宅等 （県北地区）	長崎市元船町17番 1 号 長崎県住宅供給公社 理事長 松尾 信哉	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで

令 和 7 年 11 月 26 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

県営住宅等（県営住宅、特定公共賃貸住宅、共同施設）の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項、長崎県営住宅条例第79条及び長崎県特定公共賃貸住宅条例第35条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。